

11 シャワー室

■ 基本的な考え方

障害者等の方々が安全で利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- スポーツ及びレクリエーション施設

■ 整備基準

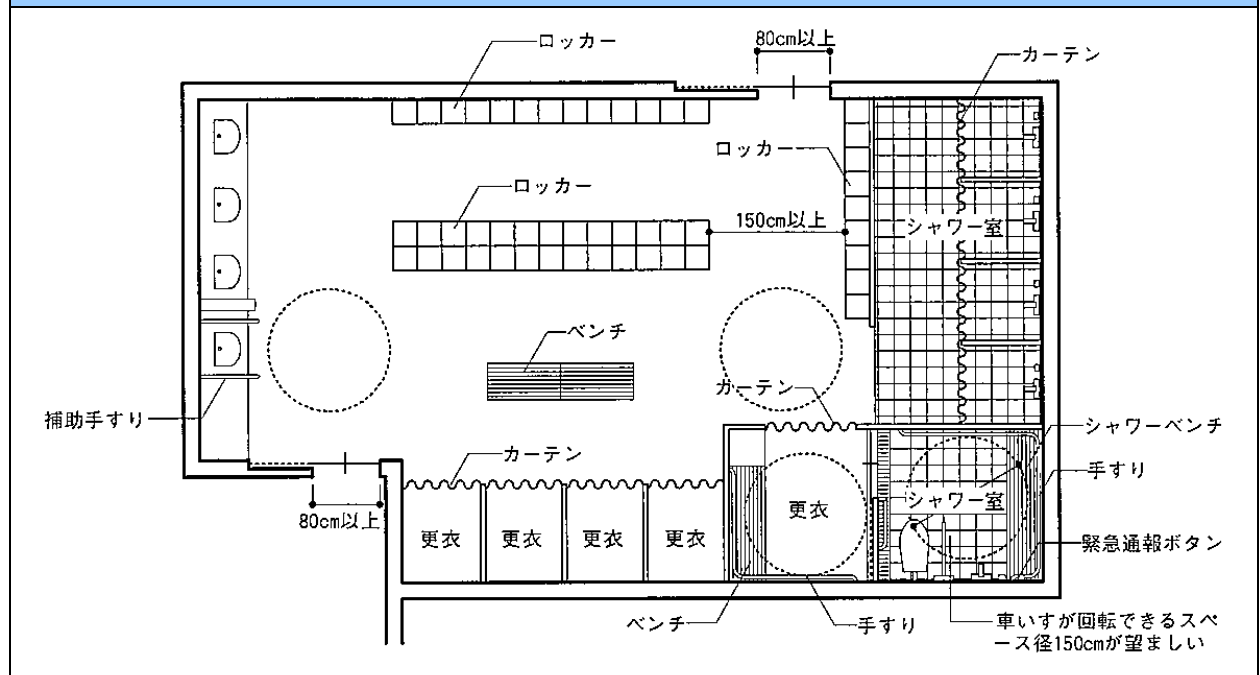
シャワー室を設ける場合は、1以上を次に掲げる基準に適合させること。

- | | |
|---------|---|
| 1 出入口 | ●脱衣場及びシャワーブースの出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。
●脱衣場の出入口の戸は、原則として引き戸又は開き戸とし、シャワーブースの出入口の戸は、引き戸又はカーテンとする。 |
| 2 水栓器具 | ●水栓器具は、操作しやすい位置に設け、レバー式など操作しやすいものとする。 |
| 3 ブース内部 | ●シャワーブース内部には、周囲に手すりを設ける。
●床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 |
| 4 その他用具 | ●シャワー用車椅子、シャワーチェアその他のものを用意する。 |

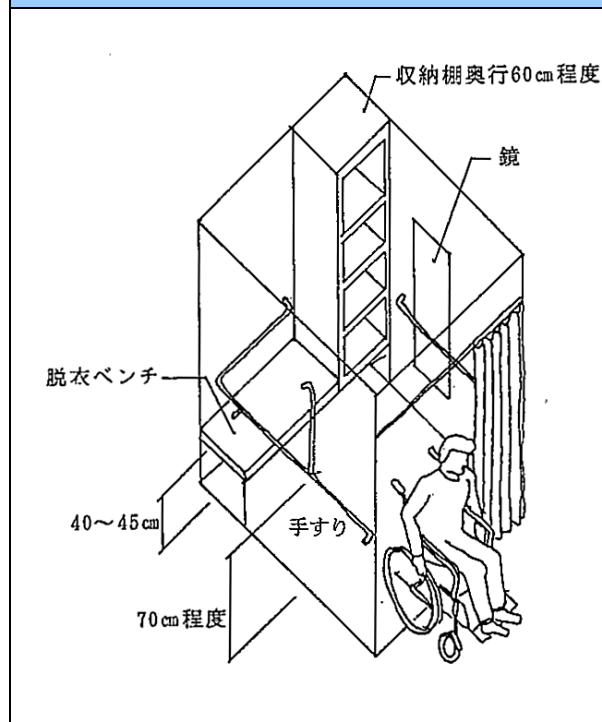
■ 誘導基準

- | | |
|--------|---|
| 1 設置 | ○車椅子使用者用のシャワーブース及び更衣ブースを設けることが望ましい。 |
| 2 水栓器具 | ○水栓器具には、冷温水の点字での表示を行うことが望ましい。 |
| 3 ブース内 | ○更衣ブース内部には、周囲に手すりを設けることが望ましい。
○ブース内には、車椅子が回転できるスペースがあることが望ましい。
○更衣室内には、高さ 40cm から 45cm 程度の位置に、更衣ベンチを設けることが望ましい。
○シャワー室には、高さ 40cm から 45cm 程度の位置に腰掛台を設けることが望ましい。
○シャワーヘッドは、昇降可能なものにすることが望ましい。 |
| 4 その他 | ○ロッカーは、大きめのものとし、車椅子でも使用できる高さ、下部スペースとすることが望ましい。 |

シャワールームの設置例



車椅子使用者用ブースの設置例



車椅子使用者用シャワールームの設置例

